

府中市

障害福祉計画（第5期）

障害児福祉計画（第1期）

（平成30年度～平成32年度）

（概要版）

平成30年3月

府中市

# 第1章 計画の策定に当たって

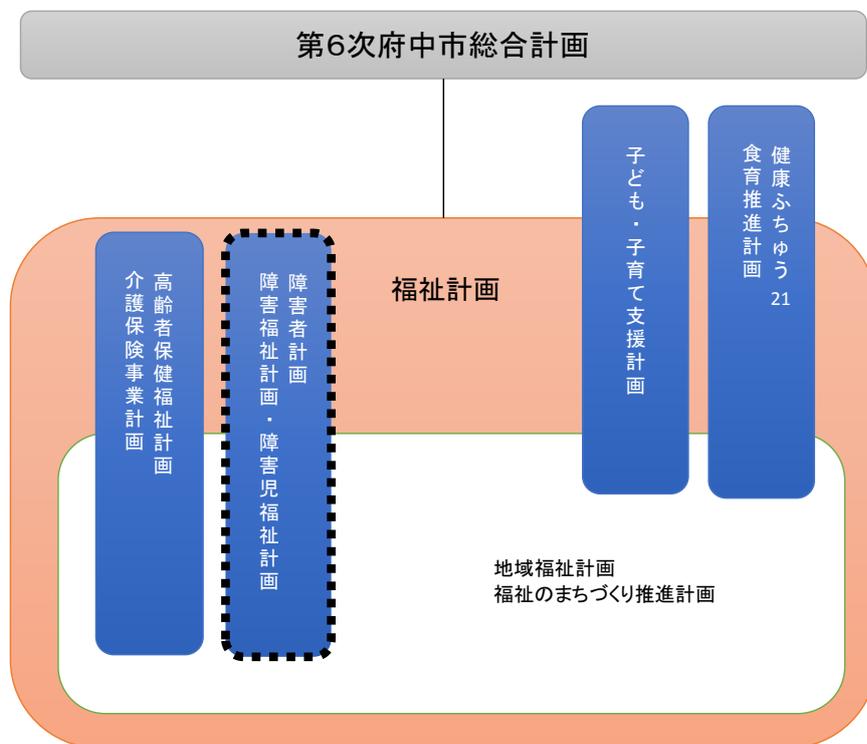
## 1 計画策定の趣旨

「府中市障害福祉計画（第5期）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定します。また、平成30年には、児童福祉法の一部が改正され、障害児に向けた福祉サービスを提供するための体制の確保が計画的に図られるようにするため、新たに「府中市障害児福祉計画（第1期）」を策定することとなりました。この2つの計画は、国の基本指針に則して、本市における障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要な見込量とその確保のための方策を定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とする「福祉計画」の分野別計画である「障害者計画」との整合性を保ちながら策定するものです。

また、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障害者計画」のうち、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等の施策に関して数値目標や提供方法を定める実施計画に位置付けられます。



### 3 計画期間

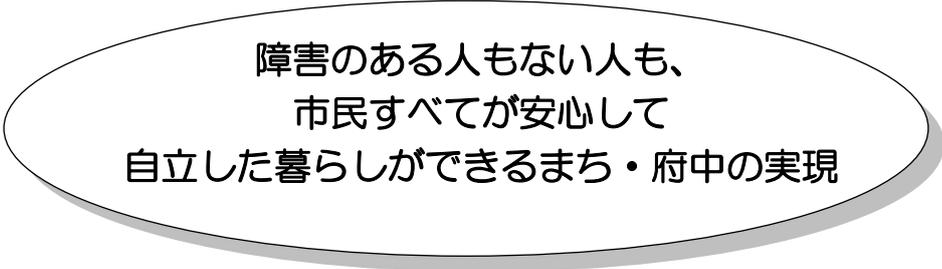
計画期間は、平成30年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

### 4 策定体制

計画策定に当たっては、市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図っています。

### 5 障害者計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、平成27年に「障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定しました。この障害者計画の基本理念に基づき、障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）を策定します。



障害のある人もない人も、  
市民すべてが安心して  
自立した暮らしができるまち・府中の実現

## 第2章 本市の障害福祉を取り巻く現状と課題

### 1 障害のある人の状況

#### (1) 障害のある人の状況

##### ① 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、平成29年3月31日現在で11,222人となっており、総人口に占める割合は4.4%となっています。この割合は、平成27年から増加しています。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口(人)	252,004	253,424	255,346	255,346	257,318	257,902
障害者手帳所持者数(人)	10,507	10,912	11,303	10,799	10,959	11,222
総人口に占める 障害者手帳所持者数の割合(%)	4.2	4.3	4.4	4.2	4.3	4.4

※ 身体障害者手帳と愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修により手帳所持者数を精査した結果によるものです。このことから、経年比較は、平成27年と平成29年で行います。

##### ② 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は7,341人となっています。平成27年から38人増加しています。

等級別の内訳を見ると、1級の割合が最も多くなっており、続いて4級の割合が多くなっています。

##### ③ 愛の手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の愛の手帳所持者数は1,942人となっています。平成27年から108人増加しています。

程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が多くなっています。

#### ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,939人となっています。平成24年から708人増加しています。

程度別の内訳を見ると、2級の割合が高くなっており、1級の割合が低くなっています。

### (2) 難病のある人の状況

平成29年3月31日現在の難病患者（特殊疾病認定患者）数は、1,944人となっています。平成24年から274人増加しています。

### (3) 障害児の状況

#### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は239人となっています。平成27年から6人減少しています。

等級別の内訳を見ると、1級の割合が最も多くなっており、続いて2級の割合が多くなっており、重度の障害児が多いと言えます。

#### ② 愛の手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は559人となっています。平成27年から11人増加しています。

程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が多くなっています。

#### ③ 障害児へのサービス提供の推移

障害児へのサービスの提供量及び実利用者数の推移は、増加傾向にあります。内訳を見ると、放課後等デイサービスと児童発達支援が増加しています。サービスを利用している児童の中には、発達障害などの身体障害者手帳や愛の手帳を所持していない児童も含まれます。

## 2 本市の障害者福祉に関する課題

### (1) 情報提供及び相談支援の検討

- ① 情報提供の充実及び情報提供経路の検討
- ② 相談支援体制の質・量の充実

### (2) 地域で安心して生活し続けるための支援

- ① 障害福祉サービスの提供体制の充実
- ② 福祉・保健・医療の連携による一貫した支援体制の構築
- ③ 就労支援の充実
- ④ 避難行動要支援者の具体的な支援体制の構築と障害に応じた避難所の検討
- ⑤ 障害者差別解消法の啓発

## 3 障害者制度の動向

- ① 障害者総合支援法対象疾病（難病等）の拡大
- ② 障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）の施行
- ③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
- ④ 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行
- ⑤ 障害者総合支援法の一部を改正する法律の施行
- ⑥ 児童福祉法の一部を改正する法律の施行
- ⑦ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行

## 第3章 障害福祉計画（第5期）

### 1 成果目標

#### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を平成32（2020）年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

施設入所者数を平成28年度末時点から平成32（2020）年度末までに2%以上削減することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の入所者数（A）	150人	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 地域生活移行（B）	14人 （9.3%）	（A）のうち、平成32年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者（C）	8人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成32年度末の入所者数（D）	144人	平成32年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】 入所者削減見込み	6人 （4%）	差引減少見込数（A-D）

#### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

精神障害も含めた全ての障害のある方が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように関係者が情報共有や連携する体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の設置数	0か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の設置数	1か所	平成33年3月31日時点の数

### (3) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を1か所以上整備することを目指します。拠点の有する機能や体制については、障害者等地域自立支援協議会で協議検討します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の整備数	0か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の整備数	1か所	平成33年3月31日時点の数

### (4) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

#### ① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成32（2020）年度における、福祉施設等から一般就労への移行実績を平成28年度の1.5倍以上にすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労者数	20人	平成28年度において就労移行支援事業等*を利用し、一般就労した人の数
【目標値】 平成32年度の年間一般就労者数	30人	平成32年度において就労移行支援事業等*を利用し、一般就労する人の数

※ 就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）のことをいいます。

## ② 就労移行支援事業の利用者数

平成32（2020）年度末までに就労移行支援事業利用者数を平成28年度末時点から20%以上増加することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の利用者数（A）	58人	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の利用者数（B）	75人	平成32年度末までの利用者数の目標
利用者数の増加見込み	17人 (29.3%)	B-A

## ③ 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合

平成32（2020）年度において、市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行率が30%以上の事業所の割合	42.9% (3/7事業所)	平成29年3月31日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所
【目標値】 平成32年度末の就労移行率が30%以上の事業所の割合	50%以上	平成33年3月31日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所

## ④ 一般就労への定着率

平成32（2020）年度までに就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上になることを目指します。

項目	数値	考え方
平成31年度の職場定着率	70%	平成31年度中に支援開始1年を経過した人が引き続き同じ職場で就労している割合
平成32年度の職場定着率	80%	平成32年度中に支援開始1年を経過した人が引き続き同じ職場で就労している割合

※ 平成30年度に新設されるサービスのため、平成30年度の定着率は設定できません。

## (5) 障害者就労施設等への受注機会に関する目標

市では、市が行う物品や役務の調達に当たり、障害者就労施設等からの受注の拡大を図ることで、障害者の自立を促進するため、「府中市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を定めています。平成32（2020）年度の調達実績を平成28年度の調達実績から5%増加することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度の調達実績	78,544,562円	平成28年度の1年間の調達実績額
【目標値】 平成32年度の調達実績	82,472,000円	平成32年度の1年間の調達実績額

## 2 サービスの見込量と見込量確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

#### ① 見込量

実績を見ると、訪問系サービス全体で平成27年度は40,127時間でしたが、平成29年度は38,317時間と1,810時間減少しています。しかし、利用希望の多い事業であるため、平成30年度以降、サービス量の増加に向け、提供体制の確保を行います。

#### ② 見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

### (2) 日中活動系サービス

#### ① 見込量

生活介護は、サービス量が近年、減少傾向にありますが、利用希望の多い事業であるため、サービス量の増加を図ります。就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所は、おおむね計画どおりか計画を上回る実績で推移しています。平成30年度以降も各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

自立訓練（生活訓練）は、市内に事業所もなく利用者数が少ないこともあり、横ばいとなっています。平成30年度以降も大きく変化しないと見込みます。

就労移行支援は、実績が計画値を下回っていますが、一般就労への移行を促すため、サービス量の増加を図ります。

## ② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

## (3) 居住系サービス

### ① 見込量

施設入所支援は、実績を見ると、利用者が増加している傾向にあります。平成30年度以降は、地域移行を促し、減少を目指します。

グループホームは、実績を見ると、増加傾向にあり各年度で計画値を上回っています。平成30年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

### ② 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。

グループホームについては、増加傾向にある見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促し、整備を図ります。特に、身体障害者、重度の知的障害者又は強度行動障害のある人が利用できるグループホームの整備が必要です。また、障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発活動を図ることに努めます。

## (4) 相談支援サービス

### ① 見込量

計画相談支援は、サービス量が増加傾向にあり、平成30年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

地域移行支援は、実績が計画値を下回っていますが、平成30年度以降は、精神科病院へ長期入院していた人の退院数の増加を見込み、増加を目指します。

地域定着支援は、実績値が計画値を大幅に下回っています。地域へ移行した人が定着できるよう増加を目指します。

### ② 見込量確保のための方策

計画相談支援は、増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランでサービス等利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

## (5) 地域生活支援事業

### ① 見込量

相談支援事業や地域活動支援センターは、現状の体制を維持します。

基幹相談支援センターの設置に向けて、障害者等地域自立支援協議会等において協議検討します。

意思疎通支援事業及び日常生活用具給付等事業は、実績値は計画値を上回っており、平成30年度以降も継続して増加を見込みます。

移動支援事業の実績を見ると、実績値が計画値を下回っている年度もあるものの、増加傾向にあります。地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

### ② 見込量確保のための方策

相談支援事業及び地域活動支援センターについては、現在の実施か所数を維持します。また、関係機関と連携しながら、機能の充実を図ります。

基幹相談支援センター設置に向けての検討を進めます。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、増加傾向にある見込量を確保するため、提供体制を確保します。

手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

## 第4章 障害児福祉計画（第1期）

### 1 成果目標

#### （1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に関する目標

##### ① 児童発達支援センターの設置

現在ある医療型児童発達支援センターにおいて、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行います。また、将来的には、福祉型児童発達支援センターを1か所整備します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の整備数	1か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の整備数	1か所	平成33年3月31日時点の数

※ 現在、市内にあるのは、医療型児童発達支援センターである都立多摩療育園です。市では、福祉型の児童発達支援センターの設置に向けて、協議検討を進めていきます。

##### ② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援を実施し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

項目	数値	考え方
平成28年度末の事業所数	1か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の事業所数	1か所	平成33年3月31日時点の数

※ 成果目標となっている障害児通所支援としての保育所等訪問支援とは異なりますが、子ども発達支援センターあゆの子において、市の独自の事業として、保育所、幼稚園等を訪問し、発達に関する相談支援を行っています。

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等

### デイサービス事業所の確保に関する目標

重症心身障害児を受け入れられる事業所をそれぞれ1か所以上確保している体制を維持します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の児童発達支援事業所数	1か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の児童発達支援事業所数	1か所	平成33年3月31日時点の数
平成28年度末の放課後等デイサービス事業所数	2か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の放課後等デイサービス事業所数	2か所	平成33年3月31日時点の数

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する目標

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の設置数	0か所	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 平成32年度末の設置数	1か所	平成33年3月31日時点の数

## 2 サービスの見込量と見込量確保のための方策

### ① 見込量

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援は、実績を見ると増加傾向にあるため、平成30年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

医療型児童発達支援は、減少している年度もありますが、全体で見ると増加傾向にあるため、平成30年度以降も増加を見込みます。

保育所等訪問支援は、各年度3月（平成29年度は7月）の実績はありませんでしたが、年間を通して見ると平成28年度に実利用者数1人の実績があります。平成30年度以降、実績があるものと見込みます。

### ② 見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

障害児相談支援は増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランで障害児支援利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）  
（概要版）

平成30年3月

発行： 府中市 福祉保健部 障害者福祉課  
〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地  
TEL 042(335)4545（直通）